

令和4年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

令和4年7月6日

東 大 和 市

令和4年度
第1回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：令和4年7月6日（水）

午後2時00分～午後2時55分

場所：中央公民館 ホール

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1番	武石岩男 委員	出	7番	東口正美 委員
出	2番	高橋 章 委員	出	8番	水谷正史 委員
出	3番	乙幡重男 委員	出	9番	安藤正樹 委員
出	4番	松本暢子 委員	出	10番	居原 豊 委員
欠	5番	和地仁美 委員	出	11番	大越 武 委員
出	6番	根岸聡彦 委員	出	12番	目黒万弘 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
副市長	小島 昇公	まちづくり推進担当係長	下田 成穂
まちづくり部長	田辺 康弘	都市計画係長	太田 勝啓
都市づくり課長	稲毛 秀憲	都市計画係	伊古田貴司
まちづくり推進担当課長	梅山 直人	都市計画係	山崎 亮介
地域整備係長	田中 拓	都市計画係	大竹 赳

1. 議題

第1 議席の指定について

第2 会議録署名委員の指名について

第3 立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案（東京都決定）について（諮問）

第4 向原団地地区のまちづくりに関する都市計画手続きについて（報告）

2. 公開・非公開の別

公開

3. 傍聴者

0 人

○（会長） ただいまから、令和４年度第１回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、小島副市長より挨拶をお願いいたします。

○（小島副市長） 皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介にあずかりました、副市長の小島でございます。本来ですと尾崎市長が出席をさせていただきまして、ご挨拶をさせていただくところでございますが、今日は、公務の都合上、出席することができませんので、私のほうからひと言ご挨拶をさせていただきます。尾崎市長から、皆様にくれぐれもよろしくということで仰せつかっております。

皆様におかれましては、日頃から当市のまちづくりに多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、東京都が決定いたします立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案、こちらにつきまして諮問させていただくほか、向原団地地区のまちづくりに関する都市計画手続きの進捗状況、こちらのほうを報告させていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、少子高齢化の影響もありまして、人口が減少している現状を、日本一子育てしやすい、シニアが活躍できるまちを目指しました当市の街づくりに引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様のご健勝をご祈念させていただきまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○（会長） ありがとうございます。

続いて、当審議会に対する市長からの諮問をお受けしたいと思っております。

○（小島副市長） 東大和市都市計画審議会会長殿。

東大和市長、尾崎保夫。

令和４年度第１回東大和市都市計画審議会への諮問について。

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

1、立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案（東京都決定）について。

理由。都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定による、意見照会があった方針の変更案について市の意見を回答するため。

○（会長） ただいま市長から、立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案（東京都決定）について、諮問をお受けいたしました。後ほど、皆様にご審議をお願い申し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、副市長は、他の公務の都合上、ここで退席されます。ご了承、お願いいたします。

（副市長 退席）

○（会長） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、議席の指定をいたします。

2番、高橋章委員。

3番、乙幡重男委員。

4番、松本暢子委員。

9番、安藤正樹委員。

10番、居原豊委員。

11番、大越武委員。

12番、目黒万弘委員。

以上でございます。

次に、日程第2、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第12条第2項の規定により、7番、東

口委員にお願いいたします。

次に、市長から諮問のありました、日程第３、立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案（東京都決定）についてを議題に供します。

それでは、説明をお願いいたします。稲毛都市づくり課長。

- （稲毛都市づくり課長） それでは、ただいま議題となりました、日程第３、立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議時間の短縮を目的として、説明資料を事前に送付させていただきましたことから、ここでは要旨の説明とさせていただきます。

それでは、説明をいたします。

東京都は、平成２９年９月に都市づくりのグランドデザインの策定後、令和３年３月に都市計画区域マスタープラン及び都市再開発の方針を見直し、さらに令和４年３月に、東京都住宅マスタープランの見直しをしております。

これらの見直し状況等を踏まえ、各計画等との整合などを図りながら、今回ご説明する住宅市街地の開発整備の方針について、令和４年１０月の都市計画決定に向け、改定作業中であります。

東京都では、これまで令和３年１２月に変更原案の縦覧、令和４年１月に公聴会を行い変更案を作成した後、令和４年６月に変更案の縦覧を行ったところです。今回、この変更案について、東京都から都市計画法第１８条に基づき、東大和市に対し意見照会があったことから、当審議会に諮問するものです。

それでは、資料で説明を続けさせていただきます。

お手元に計画書と新旧対照表をご用意ください。それぞれ右下の数字がページ番号となっております。

計画書の５ページをお開きください。対応する新旧対照表は２ページとなります。

計画書の見出しの１、策定の目的等をご覧ください。

住宅市街地の開発整備の方針は、良好な住宅市街地の開発整備を図るための、長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想について明確な位置付けを行うものです。併せて、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業、都市施設等の計画を一体的に進めることにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導することなどを目的として、東京都が定めるものです。

計画書右側の見出し（２）位置付けをご覧ください。対応する新旧対照表は２ページとなります。

住宅市街地の開発整備の方針は、東京都住宅マスタープランの内容に適合させ、未来の東京戦略や都市づくりのグランドデザイン、都市計画区域マスタープラン、都市再開発の方針、市の基本構想等と整合を図りながら策定するものです。

計画書の右下の見出し２、住宅市街地の開発整備の目標の（１）実現すべき住宅市街地の在り方をご覧ください。対応する新旧対照表は４ページとなります。

計画書、６ページをお開きください。

マーカー部分については、近年の世帯年代構成の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、新たな日常に対応した住宅政策が求められているということを踏まえ、都市計画区域マスタープランの示した都市を目指すために、成長と成熟が両立した未来の東京の実現を基本的な目標に掲げるとしています。

計画書、右側見出しの（２）住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標をご覧ください。

先ほどご説明しました、基本的な目標に掲げる成長と成熟が両立した未来の東京の実現に向けて、新たな１０の目標を定めるものです。目標１から目標１０が計画書の６ページから８ページにわたって記載してあります。

それぞれの目標は、東京都住宅マスタープランの住宅政策の目標と適合する内容となっております。

計画書、８ページをお開きください。対応する新旧対照表は７ページとなります。

計画書、右側見出しの３、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針をご覧ください。

住宅市街地の整備に当たっては、都市づくりのグランドデザインにおける４つの地域区分及び２つのゾーンのうち、立川都市計画区域が属する多摩広域拠点域について、その特性と将来像を踏まえた都市づくりの観点から、住宅市街地の整備、又は開発の方針を定めるものです。

続きまして、計画書の９ページをお開きください。対応する新旧対照表は９ページとなります。

計画書の左側見出しの４、重点地区の整備又は開発の方針の（２）選定基準をご覧ください。

重点地区には、原則として東京都住宅マスタープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備又は開発に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定するものです。

重点供給地区は、東京都住宅マスタープランの中で、住生活基本法に基づく住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に係る地域に指定されますが、本市においては、公営住宅建替事業が現在も行われている都営東京街道団地の地域に指定がされております。

後ほどご説明さしあげますが、公営住宅建替事業等が完了している地域については、重点供給地区から削除されており、住宅市街地の開発整備の方針の重点地区からも削除されることになります。

計画書、１２ページをお開きください。対応する新旧対照表は１２ページの左側となります。

大１、清原地区についてご説明します。

地区の区域等をご説明しますので、一度、計画書２０ページをお開きください。

清原地区は、面積約２８ヘクタールで、公営住宅建替事業が現在行われている、東京街道団地地区地区計画と区域がおおむね同様となる地区となっ

ております。

計画書 12 ページにお戻りください。

計画の概要については、都市計画区域マスタープラン及び東京都住宅マスタープランとの整合を図るとともに、平成 29 年に決定した東京街道団地地区地区計画の内容を踏まえて変更するものです。

続けて、計画書に記載はございませんが、重点地区から削除される区域についてご説明いたします。今回、削除される大 2、大和地区についてご説明します。

参考資料の 1 ページをお開きください。

こちらは、削除前の現在の図であります。大和地区は、面積約 17 ヘクタールで、公営住宅建替事業が完了した向原団地地区地区計画と区域がおおむね同様となる地区となっております。

新旧対照表 12 ページにお戻りいただき、右側をご覧ください。

大 2、大和地区については、平成 15 年に公営住宅建替事業が完了し、東京都住宅マスタープランにおける重点供給地区から削除されたことから、本方針の重点地区からも削除するものです。なお、現在、大和地区では、本方針との内容の整合を図りながら、向原団地地区のまちづくりの方向性の作成と、向原団地地区地区計画の変更箇所の手続をするために、今後、これらに基づきまちづくりが進められていくことになります。

続いて、今回削除される大 3、立野一・二丁目地区についてご説明します。

すみません、また参考資料の 2 ページをお開きください。

こちらにも削除前の現在の図であります。

立野一・二丁目地区は、面積約 35 ヘクタールで、土地区画整理事業を実施した上北台駅周辺地区地区計画並びに立野一丁目地区地区計画と区域がおおむね同様となる地区となっております。

新旧対照表の 13 ページをお開きください。

大 3、立野一・二丁目地区については、土地区画整理事業が実施されてお

り、東京都住宅マスタープランにおける重点供給地区から削除されたことから、本方針の重点地区からも削除するものです。なお、立野一・二丁目地区では、地区計画によるまちづくりが継続的に行われており、立野一・二丁目地区が重点地区から削除されることによる、同地区でのまちづくりへの影響はございません。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終わりました。質疑があれば承ります。

（「特にありません」と呼ぶ者あり）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論を終了してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） それでは、採決いたします。

日程第3、立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案（東京都決定）について、本案を案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ご異議ないものと認め、案のとおり決定いたします。

なお、答申文につきましては、会長に一任していただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ありがとうございました。

続きまして、日程第4、向原団地地区のまちづくりに関する都市計画手続についてを報告いたします。

それでは、説明をお願いいたします。稲毛都市づくり課長。

○（稲毛都市づくり課長） それでは、ただいま議題となりました日程第４、向原団地地区のまちづくりに関する都市計画手続について説明いたします。

向原団地地区では、東京都が実施した都営住宅建替事業により１，０５４戸の住宅が整備され、それに伴い北側約１．８ヘクタール、南側約２．７ヘクタールの用地が創出されました。現在、東京都が北側創出用地において、都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めております。

前回の当審議会でご報告したとおり、市では、向原団地地区のまちづくりの方向性（案）を踏まえた本地区のまちづくりを進めていくため、向原団地地区地区計画（素案）を定め、その内容について、令和４年２月に説明会を開催しましたので、その結果と今後の都市計画手続についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料で説明を続けさせていただきます。

資料２－１をご覧ください。

向原団地地区地区計画（素案）等の説明会の結果についてであります。

１、説明会開催状況のとおり、説明会は、令和４年２月４日金曜日から７日月曜日に４回実施し、合計１８人の参加がありました。

２、説明内容です。説明会では、向原団地地区のまちづくりの方向性（案）及び向原団地地区地区計画（素案）を説明しました。

３、質問や要望です。参加された方から、北側の創出用地地区Ａについて、特別支援学校が設置されることとなった背景に関する質問や、工事車両やスクールバスの通行ルートにおける安全性への配慮に関する要望などがありました。

また、南側の創出用地地区Ｂについては、今後のまちづくりの流れについての説明などがありました。

資料２－２をご覧ください。

向原団地地区地区計画（原案）の決定及び説明会の開催についてです。

本文の 5 行目をご覧ください。

市では、先ほどご説明した令和 4 年 2 月の素案等説明会開催結果を踏まえて、向原団地地区地区計画（原案）を決定しました。

向原団地地区地区計画（原案）は、配付資料の計画書及び新旧対照表のとおりです。なお、計画書の内容は、素案等の説明会で内容を修正する意見がなかったことから、地区計画（素案）からの変更点はございません。したがって、原案の詳細な説明につきましては割愛をさせていただきたいと思います。

資料 2－2、中段の 2、説明会開催案内をご覧ください。

表記のとおり、令和 4 年 7 月 22 日金曜日から 23 日土曜日、向原市民センター集会室において、本地区内の居住者を主な対象として、法令等に基づき、向原団地地区地区計画（原案）等の説明会を開催します。開催に当たっては、開催時点での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえつつ、適切な感染症対策を行った上で説明会を実施する予定であります。なお、説明会の開催と法令等に基づく原案の公告、縦覧及び意見書の受付を行う旨を 7 月 1 日号の市報に掲載するとともに、市ホームページにも掲載をしております。

最後に、事前説明資料 2 の 3 ページをご覧ください。

スケジュールでございます。上段の図にお知らせしておりますとおり、現在、創出用地地区 A における学校施設等の整備に向けた都市計画変更を進めております。創出用地地区 B においては、まちづくりの検討状況を捉え、まちづくりの方向性を適宜見直し、必要に応じて都市計画変更を行うことで、地区の一体的なまちづくりを段階的に進めていきます。

下段の図は、都市計画手続等の流れをお示ししております。今後の手続としては、本日ご報告させていただいた地区計画（原案）に関する説明会や、公告、縦覧等を行い、都市計画案を作成し、その後、本審議会においてご審議をいただく予定となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） 創出用地 B の話を書いてございますけれども、創出用地 B というのは、

言ってみれば東京都の生活、福祉ですか、このエリアの中心となる生活に必要な施設なり、なんらかのものをつくっていく考えているんだということですね。これについてはどのような感じで進めるのかとか、この案について東大和市としてどういうふうに考えているのか、そこをちょっと教えていただければと思います。

○（会長） 稲毛都市づくり課長。

○（稲毛都市づくり課長） 右側の創出用地地区B、今後の進め方、どのように進んでいくかというお話でありましたけれども、創出用地地区Bにつきましては、向原団地地区のまちづくりの方向性において、東京都との協議等を踏まえまして、将来の社会、地域のニーズを踏まえた活用を検討することとしております。

市としましては、創出用地地区Bにおける将来的なまちづくりの検討状況を踏まえまして、まちづくりの方向性を適宜見直しながら、創出地区のまちづくりの検討を段階的進めていくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○（委員） ということは、これから少しずつ進めながら協議していくということですね。東京街道団地の創出用地に今度、新たに事業者となつてつくられることになりますが、そういうストーリーでいいか、それとももう少し東大和市として実行性をもってつくるかということを明確におっしゃっていくのか、ちょっと気になっていまして、そこがいつ、これから決めるということは、これから全部決めていくということで承ったということでしょうか。

○（会長） 稲毛都市づくり課長。

○（稲毛都市づくり課長） そうですね、具体的な進め方についても、今後東京都と協議をしていくというふうに考えております。

以上です。

○（委員） ちょっとだけ、東京街道団地のところの創出用地の事業者選定の東京都の会議に出ていまして、そのときは、やはり地元でやってくださるということで、30年間そこで生活、皆さん、周辺の方も含めた方たちがそれを提案していく必要が、商業施設、医療施設、その他をつくっていただくと

いうことを、東京都の、ある程度素案ができていたものに対して、防災のほうのつながりといった経緯があり、募集要項を決定しているのが経緯なんです。なので、そのときに実は、東大和市と東京都とでかなり協議進めていたというふうには伺っているんですが、やはりそこに何かもう少し踏み込んで参加するなり、何らかの方法があっても良かったのではないかなというふうな気がしております。なので、向原団地については、できれば市としてどういうふうにしたいのかということ、住民の方も含めて少し考えていただいて、よりよいものができるようにしていただけたらなというふうに思います。

加えて、東京街道団地の事業者が決まったんですが、東京都は地権者であるわけで、その決まった事業者にお任せになってしまうのでは困るんです。やはり、その周辺の方も含めた住民の方たちのいろんなニーズとか、あるいはそれによるトラブルとか、全部、市のほうへ回ってくる話ですので、いい施設ができるならば、それを十分に活用して、それをうまくいくように見守っていただくなり、あるときにはちょっと踏み込んで調整していただくなりということがあると、よりいいものになるというふうに、できたから終わりじゃなくて、これからどう使っていくかというのが、すごいこれから大事になりますので、少しそこを、どこか気においていただいて、できてから後のことを少し見守るだけじゃなくて、少し手を出していただけたらいいんじゃないか。

やはり、何か今のままでいくと、事業者が作りました、おしまいということになりそうなので、選定段階では事業者が提案してくださったことが、じゃ全部やってくだされるかということ、必ずしも全部が全部というわけでもなく、ですので、いろんな提案があったものが、本当に実現していただくのはこれからだという形で、そこをやはり重要だと見ていて、市なら市、見ていただけると、よりよく使っていいまちをつくっていかないと 생각합니다ので、どうかその辺を、市として見守る、あるいは少しイニシアチブを取るなりしていただけるといいなと思っています。

○（会長） 稲毛都市づくり課長。

○（稲毛都市づくり課長） 東京街道団地の今後についてお話を伺ったところでございます。いただきましたご意見を参考にして、今後考えていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

以上でございます。

○（委員） 今、関連してなんですけれども、東京街道団地はもう決定してしまいま

した。そういう意味では、おっしゃられたように。

この後、ご心配いただいて、私たちも非常に関心が実は高い向原のB地区については、東京都は、住宅マスタープランでは、東京街道と同じような名称でプランをしているみたいなことがありますので、同じ方向で進めることについては、異論がある。要するに、東京街道と同じようなプランを持ってこられることは非常に認め難いという考えでいます。

そういうことで、ぜひとも、今、ご指摘のように、東大和市駅に直近でありますし、そういう公共の用地を、単なるいろんな意味で商業を中心としたペイするような事業ではなくて、もっと前向きな、将来20年後、30年後になると思いますので、そういうことも含めたプランに市はもっと積極的に関わってほしいというふうに思っています。

そういうことで、今日の議題ではないんですが、そういうことも今後、地域の経済団体としては、やはり持続可能な経済を維持しなくてはならないという基本にありますので、大規模な資本ではなくて、市内の小規模な資本のところも、十分な経済が立脚できるようなことでの、住宅だけではなくて、そういう経済との一体化したもののまちづくりを進めてもらいたいというふうに思いますので、まちづくり部においては、その辺の検討をぜひ今後ともしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○（会長） 稲毛都市づくり課長。

○（稲毛都市づくり課長） 今、いただきましたご意見を参考に、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○（会長） 部長。

○（田辺まちづくり部長） まちづくり部、田辺と申します。

先ほどから、向原団地のB地区も含めまして、様々ご意見いただいたところでございますけれども、まさに、都市づくり課長からご説明いたしましたとおり、向原団地地区につきましては、市として作成させていただいております「まちづくりの方向性」に書かせていただいている内容で、地元の方ですとか、地権者である東京都と調整を進めているところでございま

す。

今後、引き続き、皆さん方のご意見を適切に伺いながら、よりよい地域になっていくように進めていきたいというふうに考えておりますので、何卒ご理解をいただければと思っています。

以上でございます。

- （委員） 街道団地のまちづくりプロジェクトに至るまでには、市議会でも様々取り上げをさせていただきまして、特に地域包括ケアシステムということで、今後の介護の在り方、住まいを中心とする介護の在り方について議会でも議題とさせていただきました。

そのような意味で、商業、医療、介護というような言葉も、この計画の中に折り込まれているというふうに思っております。ですので、特に高齢者の、独居高齢者の生活を支える介護団地の機能として、このまちづくりプロジェクトが遺憾なく発揮できるように、私自身も自分の立場で見守っていききたいし、また市のほうにも様々な市民の要望をお伝えしていきたいというふうに思っております。

向原につきましては、まだまだ特別支援学校ができていく過程において、また地域の要望等を、何が一番、東大和市の発展にとって必要なのかということをしっかと考えて、今後取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

- （会長） 稲毛都市づくり課長。

- （稲毛都市づくり課長） ご意見として賜ったというふうに認識しております。
いただいたご意見、参考にしながら今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

- （会長） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- （会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、、、

(「会長、すみません」と呼ぶ者あり)

○(委員) すみません、恐れ入ります。

この諮問と報告ではないんですが、それ以外にちょっとよろしいですか。

○(会長) どうぞ。

○(委員) すみません、基本的なことで誠に申し訳ないんですけども、今回のこの立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案ということの諮問と報告なんですが、この中で、従来から非常に気になっていることで、ここで1つ教えていただきたい部分がありますので、よろしくお願いします。

この東大和市で今、都市計画審議会開かれているんですけども、この表題そのものが、東大和市じゃなくて立川都市計画という名称に関する質問が、要するに立川都市計画という名称に関する質問なんですが、ひとつよろしくお願ひいたします。

文章には、東大和で今現在、審議会が開かれているわけですけども、東大和の名称がまず使われていないというところに、初歩的な問題なんですけれども非常に疑問があったということです。

1点目としては、現在の東大和市の都市計画図の裏面なんですけれども、これには昭和42年から立川市、東大和市、武蔵村山市の3市が立川都市計画区域を構成するというふうになっているのね。これは、昭和42年といいますと、今から55年も前の話なんですよ。それが現在もそのまま立川市の中で東大和は常に議論されております。そういうものについて1つ。

それから、今日、お示しいただいたこの資料もそうなんですけれども、この資料も立川都市計画、それから2ページ目もそうです。それから3ページ目も皆さん同じことを疑問に思うんですけども、この表になっているところに、この中に東大和市というくくりはないですね。入っているのは多分、2番目にある立川都市計画の中に東大和と武蔵村山が取り込まれている。こういうのは、私の主観で申し上げると非常にあれなんですけれども、非常に附属的で従属的な見方というふうに思っています。

ということで、3点目、特にこのP1の多摩部19都市計画という名称も、19都市というこれは実は多摩地区は31市町村、30あるんですね。そうするとあと12市がここからは名称除外されちゃっている。それは、狛江市とか稲城市とか、東大和市、武蔵村山市、東久留米市、清瀬、羽村、瑞穂、あきる野、日の出、奥多摩、檜原村という名称がここには書かれていない、1つの土地ということなんです。その点から、何かそういうふうに疑問に思うのは、本質的にどのように理解したらいいのかということで、その知識は私はないので教えていただきたいんですけども、東大和市の今の立川都市計画というくくりの中に入っている理由は何ですか。法律的にどういうことですかということと。

それから、2つ目は、東大和市が単独で都市計画を名乗ることができないということで、条件は何かあるんですかということです。

3つ目は、東大和市の都市計画の立案して決定、都への提出があるんですけども、ただ今後、いろいろな問題のときに、立川都市計画というくくりが入っている場合は、東京都が決定しているということがありますので、東京都と武蔵村山市と立川市と協議しないと東大和市で決められないのかということです。この3点について疑問なんですけれども、分かる範囲でお願いします。

○（会長） 稲毛都市づくり課長。

○（稲毛都市づくり課長） 今、3点ご質疑をいただいたかと思います。

まず1点目、東大和市が今でも立川都市計画に入っている理由というところでございます。こちらにつきましては、立川都市計画区域などの都市計画区域につきましては、都市計画法第5条に基づきまして、市町村の中心市街地を含み、かつ自然的、社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域に関して指定がされているものであります。

2点目のご質疑、東大和市が単独で都市計画の都市計画区域になるための条件というところの質問でございしますが、都市計画区域の指定の対象となる区域の考え方につきましては、今ご説明したとおりであります。一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域が指定されております。今後、単独での都市計画区域となる見込みは少ないものと考えております。

3点目のご質疑、東大和市の都市計画の立案が、東大和市の単独でできる

のかというところにつきましては、東大和市が都市計画の決定をすることができるものとしましては、用途地域、地区計画、生産緑地地区や一定規模までの都市計画道路や都市計画公園などが代表的なものとして挙げられます。一方で、市町村の区域を越える広域的、根幹的な都市計画や、一定規模以上の都市計画道路や都市計画公園などにつきましては、都市計画法第15条に基づき、都道府県が定めることとなっております。

最後、3点目につきまして後半部分、東京都、立川、武蔵村山市の調整などにつきましては、東大和市決定の都市計画でありましても、都市計画法第19条により、東京都への協議が必要となります。また、立川市や武蔵村山市などの近隣自治体に対しましても、必要に応じて説明や調整を行っております。

以上でございます。

○（委員） すみません、今の課長のご説明で全部私が理解するのは難しいんですけども、2点だけ。

例えば、都市計画道路を各市町村ごとに流れているときに、どこか1つの路線として構成しなくちゃいけないというときに、東京都は優先的にこの辺はこうしてほしいとかという、何ていうんでしょう、要望というのが出ている、都市計画の連続性からするとそういうのを言ってくるのかという1つと。

先ほど言った、単独になることの見込みは難しいという点で、要するに立川を中心とした構成を見ていると、こういうふうに言うんですけども、データを集め、人口だとか消費購買力とか、いろんな形を見ていると、必ずしも東大和が全て劣勢にあるわけではなくて、やはり、市街地としては違う形成がありますけれども、そんなに遜色のないところもあるんだけれども、何でこの辺がひとくくりにされてしまのかというところが非常に気になるところで。その辺のところも、東京都のどの部分で見てらっしゃるのか分かりませんが、その辺のもう少しプラスのところの要素について勉強させていただきたいと思いますし、研究したいと思っています。

先ほど言った、東京都が都市計画の連続性からして何か優先的に要望してることがあるのかというのが1点、それから、市の発展度合いとか、経済基盤とか、人口なのか、いろんな民生上の問題なのか。その辺が非常に難しいけれども、その辺のデータというのはどこでどう動くんですかね。経済政策ですかね、その辺のところをちょっと詳しくお願いします。

数字で出しているのか、単なる漠然としたイメージで出しているのか、データがちゃんと基準点があるのかどうか、そういうことですよね。人口何人まではこのレベルとかね、経済ボリュームはこうだとか、そういうデータがあるのかどうか。

○（稲毛都市づくり課長） 今ご質問いただきました、数字的なものであったり、総合的に判断して考えて、東京都区域マスタープランであったり東京都の上位計画等が作成されているという状況でございます。

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これを持ちまして、令和４年度第１回東大和市都市計画審議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。